

「町ホームページ」広告募集要項

- 1 広告媒体** 町ホームページ
- ・ 広告方法 町のホームページにバナー広告を掲載します。
 - ・ 掲載場所 トップページの下部にある企業広告欄（別紙参照）
 - ・ 規 格 縦50ピクセル×横200ピクセル
G I F（アニメーション不可）、J P E G又はP N G
容量10K B以下
 - ・ 広告枠数 8枠
 - ・ 広告料金 1枠当たり 月額20,000円。ただし、一の年度に3月以上の広告掲載を一の申し込みで行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 3月以上6月未満の場合 月額19,000円
 - (2) 6月以上12月未満の場合 月額18,000円
 - (3) 12月の場合 月額17,000円

2 掲載期間

広告の掲載期間は、月を単位として、最長1年間。ただし、年度を超える期間を指定することはできません。

3 提出書類

掲載を開始する月の前月の20日までに次の書類を提出してください。

- ・ 広告申込書（様式第1号）
- ・ 町税の納付状況照会同意書（様式第2号）
- ・ 広告の原稿案
- ・ 広告掲載の決定後、指定された期日までに広告の原稿（バナー画像）をデータで提出してください。

5 広告掲載内容の変更及び広告掲載の取下げ

広告掲載後、掲載内容（バナー画像、リンク先、リンク先ウェブページの内容）に変更が生じる場合や、広告掲載の取下げを希望される場合は、速やかに御連絡ください。

6 広告作成の留意点

- ・ 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができません。
 - (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

- (3) ラジオボタン（選択が可能できるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

・文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮してください。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。

7 その他

本募集要項に記載されていない事項は、松前町広告事業実施規程、松前町広告掲載取扱要領に基づいて行ってください。これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、町と協議のうえ、町の指示に従ってください。

8 提出・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場総務部財政課統計電算係

電話：089-985-4101

E-mail：323den@town.masaki.ehime.jp

松前町ホームページ 企業広告欄

